

神戸市障害福祉サービス新規採用支援職員に関する住宅手当等補助金交付要綱
よくある質問

Q. 1

「事業所所在地の区外からの採用」とあるが、採用決定後、事業所所在区内に転居する必要はあるのか。（第1条関係）

A

雇用日から3ヶ月以前の住所が「区外」であることが要件であり、採用が決まってから区内に転居するかかどうかは問いません。

Q. 1-2

介護職員として神戸市内と神戸市外の事業所で兼務をしているが、対象になるか。（第2条関係）

A

補助対象期間の勤務時間のうち半分超を神戸市内の事業所で介護業務に従事している場合は対象となります。

Q. 2

「支援職員」の範囲はどこまでか。障害福祉施設や事業所で働く看護職員や事務職員等は対象にならないのか。（第2条関係）

A

「支援職員」とは主たる業務として直接支援・介護を行う従事者です。居宅介護等の訪問系サービスの支援職員も含まれます。

したがって、主たる業務が「支援・介護」ではない職種（看護職員、事務職員その他）は本制度の対象外となります。

Q. 3

「正規職員」の範囲はどこまでか。（第2条関係）

A

無期雇用の職員を指し、アルバイトやパート職員、契約職員、インターンシップ等は対象外です。

Q. 4

外国人介護職員は対象か。（第2条関係）

A

EPA介護福祉士（候補生含む）、外国人技能実習生（介護）、在留資格「介護」により従事する外国人介護福祉士、第1号特定技能により従事する外国人介護職員は本制度の対象です。

外国人介護職員であっても、留学生やインターンシップは対象外です。

Q. 5

補助の対象となる住居は賃貸のみか。持ち家は対象外か。（第4条関係）

A

住宅手当が支給されていることが要件であり、補助対象職員の住居形態（賃貸、持ち家）は問いません。

Q. 6

補助対象期間中に、法人内の別事業所に異動した場合、引き続き対象となるのか。（第2条関係）

A

法人内の異動の場合、神戸市内の事業所であれば引き続き対象となります。法人内異動であっても市外の事業所であれば対象外となります。

Q. 7

同一法人ではないが、経営者、経営母体が同じ法人間での異動は対象にならないのか。（第2条関係）

A

経営者、経営母体が同じ法人間での異動であれば、同一法人と同じ取扱いとします。その際、経営者等が同じであること確認できる書類の提出を求めますのでご了承ください。

Q. 8

借り上げ宿舎の場合、敷金や仲介手数料、契約更新料等は補助対象にならないのか。（第4条関係）

A

補助対象となる経費は、賃借料と、共益費または管理費のみで、その他の経費は対象外です。

Q. 9

月途中からの採用の場合、採用月の補助対象経費はどうか。（第5条関係）

A

給与規定により支給された住宅手当に要する経費（日割り可）の2分の1といたします。

Q. 10

添付する住民票はいつ時点のものか。（第6条関係）

A

申請日より3カ月以内のもので、採用前の住所並びに現住所を証明するものを添付してください。

Q. 11

交付申請後に採用した支援職員は補助対象外か。（第6～8条関係）

A

交付申請後に採用した支援職員については、年度末に実績報告書を提出いただくまでに、補助事業の変更等（要綱第8条）をご提出ください。

Q. 12

1つの借り上げ宿舎に複数の補助対象支援職員を住ませた場合、補助金はどのように算定するのか。（第4・5条関係）

A

家賃を人数で割って一人あたりの家賃を算出し、補助金の算定を行います。

（例）

家賃60,000円の借り上げ宿舎に3人を2ヵ月住ませた場合

⇒一人あたりの家賃20,000円×2ヵ月＝補助対象経費40,000円

Q. 13

住宅手当を支給しつつ、借り上げ宿舎に住まわせている場合、様式2号と2号の2をそれぞれ作成する必要があるか。

A

必要ありません。例のとおりのお考え方で様式2号の2を作成し、内容が分かるよう備考欄に記載してください。

(例)

住宅手当10,000円、借り上げ宿舎家賃50,000円、本人負担15,000円の場合
⇒家賃50,000円－本人負担5,000円（本人負担と住宅手当の差額）
＝補助対象経費 45,000円

Q. 14

昨年度申請実績のある職員の添付書類は省略できるのか。（第6条関係）

A

住民票の代わりに、現住所が確認できる公的な証明（運転免許証、マイナンバーカード等）の写しの提出も可といたします。雇用契約書、給与規定、不動産賃貸契約書（借り上げの場合）は、昨年度提出いただいたものから変更がない場合、今年度の提出は不要です。